

兵庫県公報

平成22年11月9日 火曜日 第2234号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 相生市の区域内において新たに生じた土地であることを確認した旨の届出（市町振興課）	1
○ 相生市の区域内における町の区域変更（同）	1
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	2
公 告	
○ 平成23年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集（文書課）	2
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（東播磨県民局）	4
○ 同 上（中播磨県民局）	5
○ 同 上（西播磨県民局）	7
○ 平成23年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集（公園緑地課）	8
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	9
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	9

告 示

兵庫県告示第1114号

相生市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成22年9月8日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、相生市長から届出があった。

平成22年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

所在地	面積
相生市相生二丁目4089の37、同六丁目5の地先の公有水面埋立地、同六丁目4273の1の土地に接する道路等である国有地の地先の公有水面埋立地、同四丁目4279、4280の1、4280の4に接する国道敷地の地先の埋立地の地先の公有水面埋立地	7,470.17㎡



兵庫県告示第1115号

相生市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、相生市長から届出があった。

平成22年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

編入する区域		編入先の町
所在地	面積	
相生市相生二丁目4089の37、同六丁目5の地先の公有水面埋立地、同六丁目4273の1の土地に接する道路等である国有地の地先の公有水面埋立地、同四丁目4279、4280の1、4280の4に接する国道敷地の地先の埋立地の地先の公有水面埋立地	7,470.17㎡	相生六丁目

備考 地番は、平成22年8月12日現在の地番である。



兵庫県告示第1116号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成22年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 大島興産株式会社
 代表者の氏名 大島定夫
 住所 伊丹市梅ノ木5丁目6番11号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 豊岡トマト
 所在地 豊岡市中陰字大工621-1、622-1、623-1、624-1
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
 縦覧期間 平成22年11月9日から同月22日まで

公 告

平成23年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集

平成23年度において、本庁の各課室が使用する事務用共通封筒の裏面に有料広告を掲載する企業・団体（広告掲載権者）を募集する。

平成22年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 広告の掲載期間・広告媒体
 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間において、本庁の各課室が用品単価契約により調達する県封筒（以下「県封筒」という。）に広告を掲載する。
 （注）本庁各課室による県封筒の使用は、在庫状況等により、次のようなケースが生じる。
 ア 平成23年度において、前年度以前に調達した旧版の県封筒が使用される。
 イ 平成23年度に調達した県封筒が、翌年度以降に使用される。
- 2 県封筒の仕様等

封筒の種類	長形3号（定型）	角形2号（A4判）
用紙	クラフト紙、サイド貼り	同左
広告掲載箇所	裏面（縦11cm以内×横16cm以内）	裏面（縦20cm以内×横22cm以内）
広告刷り色	黒1色	黒1色
その他	(1) 広告デザインは、2種類の封筒について同一のものでも可。 (2) 枠外に次の旨を表記する。 「兵庫県では、財源確保のため、広告を掲載しています。 （広告内容に関するお問い合わせ先）〇〇〇〇（広告主の名称・電話番号）」	

（参考）過去の発注実績

年 度	長形3号（定型）	角形2号（A4判）

平成19年度	249 千枚	297 千枚
20年度	383 千枚	322.5 千枚
21年度	405 千枚	366.5 千枚

3 県封筒の主な使用先

県内市町、各省庁、各種団体、県民及び企業等

4 募集する広告掲載権者

広告掲載権者は、長形3号及び角形2号の2種類の県封筒を通じて1者とする。ただし、複数の企業・団体が、代表となる企業・団体を定めて共同して応募し、2の広告掲載スペースを分割して複数の企業・団体の広告を掲載することができる。

5 広告掲載権者の要件

次のいずれかに該当する企業・団体は、広告掲載権者になることができない。広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 県税について滞納がある者
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) その他広告掲載権者として適当でないと県が認める者

6 広告の掲載基準

県封筒に掲載する広告は、広告としての品位を有するもので、兵庫県への信頼を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当する場合は、掲載できない。

- (1) 法令、規則等に反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
- (4) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 社会問題その他についての主義、主張又は意見表明に関するもの
- (7) 誇大又は虚偽広告のおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の発生及び拡大のおそれがあるもの
- (9) 当該広告内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (11) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (12) 青少年の健全な育成に反するおそれがあるもの
- (13) 個人の氏名広告に当たるもの
- (14) 求人広告に関するもの
- (15) その他掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

7 応募における提出書類

- (1) 応募を希望する企業・団体は、アの申込書に応募金額を明記の上、イからエまでの書類等を添えて提出すること。

ア 平成23年度兵庫県本庁事務用共通封筒広告掲載申込書（様式第1号）

イ 広告デザイン原稿（長形3号掲載用及び角形2号掲載用の2種類とし、電子データ及びこれを紙出力したものによる。）

ウ 企業・団体の概要（事業の内容・実績、資本金、従業員数等）を記載した書類

エ 5の(1)から(4)までの要件に該当しないことの誓約書（様式第2号）

ア及びエの様式は、兵庫県のホームページに掲示する。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/pa13/pa13_000000149.html

- (2) 4のただし書の場合における前項の書類の提出に当たっては、代表となる企業・団体を明示するとともに

に、連名で提出すること。

(3) 広告デザイン原稿の作成その他の応募に要する費用は、応募者の負担とする。

8 広告掲載料（応募金額）

(1) 広告掲載料の応募に係る最低制限価格は、長形3号及び角形2号の2種類の封筒を合わせて、100万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(2) 決定された広告掲載権者（4のただし書の場合にあっては、申込書に記載された代表者）は、兵庫県が別に指定する日までに、兵庫県が指定する方法により広告掲載料（応募金額）を納付しなければならない。

(3) 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、特別の事情があると県が認めるときはその全部又は一部を返還する。

9 広告掲載の申込期間・申込方法

平成22年11月26日（金）から同年12月16日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、7(1)の書類等を13の場所へ持参又は郵送（平成22年12月16日（木）の消印有効）により提出すること。

10 広告掲載権者の決定

(1) 兵庫県は、応募のあった企業・団体について、応募金額、広告内容等を総合評価する方法により選考を行い、広告掲載権者を決定する。

なお、選考において適当な者がいないときは、広告掲載権者を決定しないことがある。

(2) 選考の結果については、速やかに応募のあった企業・団体に通知する。

11 広告掲載権者の責務

(1) 広告掲載権者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは損害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決するものとする。

(2) 広告掲載権者が5の要件に違反し、又は掲載する広告が6の基準に違反することが判明した場合は、兵庫県は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は、広告掲載権者が負担するものとする。

12 契約の締結

兵庫県は、広告掲載権者を決定したときは、当該広告掲載権者と県封筒への広告掲載に関する契約を締結する。

13 問い合わせ先及び申込先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局文書課 文書管理係

TEL (078) 341-7711 内線2045、2044

FAX (078) 362-3902

~~~~~

#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成22年11月9日

東播磨県民局長 宮野敏明

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス貴崎店

所在地 明石市貴崎五丁目322番2ほか

#### 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

代表者の氏名 宇野正晃

住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

#### 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品  
 代表者の氏名 宇 野 正 晃  
 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成23年6月9日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,159平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
41台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
34台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
35平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻  | 閉店時刻    |
|----------------|-------|---------|
| 株式会社コスモス薬品     | 午前10時 | 午後9時45分 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
入口1箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成22年10月8日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成22年11月9日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成23年3月10日
  - (2) 提出先  
東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課  
〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成22年11月9日

中播磨県民局長 網 谷 喜 明

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) マックスバリュ香寺北店  
 所在地 姫路市香寺町溝口864番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 マックスバリュ西日本株式会社  
 代表者の氏名 藤 本 昭  
 住所 姫路市北条口四丁目4番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 マックスバリュ西日本株式会社  
 代表者の氏名 藤 本 昭  
 住所 姫路市北条口四丁目4番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成23年6月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 1,823平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
90台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
92台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
55平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
17.4立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|----------------|------|-------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 午前7時 | 翌午前0時 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前6時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
 入口1箇所、出口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
 平成22年10月14日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成22年11月9日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 平成23年3月10日
  - (2) 提出先  
 中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課  
 〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地



## 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成22年11月9日

西播磨県民局長 小 島 寛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ドラッグコスモス堂本店  
所在地 たつの市龍野町堂本字防垣内399番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社コスモス薬品  
代表者の氏名 宇 野 正 晃  
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社コスモス薬品  
代表者の氏名 宇 野 正 晃  
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成23年6月14日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,215平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
55台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
19台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
32平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻  | 閉店時刻    |
|----------------|-------|---------|
| 株式会社コスモス薬品     | 午前10時 | 午後9時45分 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
平成22年10月13日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課

- (2) 縦覧期間  
平成22年11月9日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成23年3月10日
- (2) 提出先  
西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課  
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25



### 平成23年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、平成23年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修の受講生を次のとおり募集する。

平成22年11月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 研修内容  
園芸療法に関する研修
- 2 募集人員  
15名
- 3 修業年限  
1年
- 4 受講生の決定方法  
書類選考及び適性試験（個人面接、筆記試験（園芸）、適性検査、グループワーク）により、受講生を決定する。
- 5 試験日及び会場
  - (1) 日程  
平成23年2月5日（土）及び同月6日（日）の2日間
  - (2) 会場  
淡路市野島常盤954-2  
県立淡路景観園芸学校
- 6 応募資格  
次の各号のいずれかに該当する者
  - (1) 医療・福祉関連の国家資格（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、救急救命士、薬剤師、はり師、きゅう師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士）を有する者
  - (2) 園芸・造園関連の短期大学、専門学校、大学を卒業した者及び平成23年3月卒業見込みの者
  - (3) 大学を卒業した者及び平成23年3月卒業見込みの者
  - (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者及び平成23年3月31日までに授与される見込みの者
  - (5) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者若しくは平成23年3月までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者
  - (6) 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
  - (7) その他園芸療法課程の教育を受けることができる水準以上の能力があると県立淡路景観園芸学校において認められた者
- 7 応募手続
  - (1) 応募書類
    - ア 受講願書
    - イ 自己紹介文
    - ウ 実務経験書
  - (2) 応募書類の配布  
県立淡路景観園芸学校及び兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課において配布する。

なお、応募書類を県立淡路景観園芸学校へ郵便で請求することができる。この場合は、封筒の表に「園芸療法課程受講生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、切手240円を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

(3) 受付期間

平成22年12月13日（月）から同月24日（金）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留とし、平成22年12月24日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954-2

県立淡路景観園芸学校

8 結果発表

(1) 発表日

平成23年2月21日（月）

(2) 発表方法等

受験者全員に郵便により通知するとともに、結果発表日の午後1時以降、県立淡路景観園芸学校及び兵庫県庁第1号館1階南側渡り廊下に受講決定者の受験番号を掲示する。

また、県立淡路景観園芸学校ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

9 応募についての問い合わせ先

県立淡路景観園芸学校

電話番号（0799）82-3455

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第81号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の名称に変更があった旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年11月9日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上寿浩

表尼崎市の項中

「

|              |               |
|--------------|---------------|
| 尼崎市記念公園総合体育館 | 尼崎市西長洲町1丁目4-1 |
|--------------|---------------|

」

を

「

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| ベイコム総合体育館（記念公園） | 尼崎市西長洲町1丁目4-1 |
|-----------------|---------------|

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第82号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会を開催することができる施設の名称に変更があった旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第74号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年11月9日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上寿浩

表尼崎市の項中

「

」

|               |               |
|---------------|---------------|
| 尼崎市立記念公園総合体育館 | 尼崎市西長洲町1丁目4-1 |
|---------------|---------------|

を

「

」

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| バイコム総合体育館（記念公園） | 尼崎市西長洲町1丁目4-1 |
|-----------------|---------------|

に改める。